

第17回臨時会

南部町議会会議録

平成20年 8 月 7 日 開会

平成20年 8 月 7 日 閉会

南部町議会

第17回南部町議会 臨時会会議録目次

第 1 号（8月7日）

○ 議事日程	1
○ 本日の会議に付した事件	1
○ 出席議員	1
○ 欠席議員	1
○ 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○ 職務のため出席した者の職氏名	2
○ 開会及び開議の宣告	3
○ 議会運営委員会委員長の報告	3
○ 会議録署名議員の指名	3
○ 会期の決定	4
○ 諸般の報告	4
○ 提出議案提案理由の説明	4
○ 議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○ 議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○ 議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○ 閉会の宣告	25
○ 署名議員	27

第17回南部町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成20年8月7日（木）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 議案第70号 工事請負契約の締結について
- 第 6 議案第71号 土地の取得について
- 第 7 議案第72号 平成20年度南部町一般会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（19名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
5番	松 本 陽 一 君	6番	河門前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
12番	立 花 寛 子 君	13番	川守田 稔 君
14番	工 藤 久 夫 君	15番	坂 本 正 紀 君
16番	小笠原 義 弘 君	17番	佐々木 元 作 君
18番	東 寿 一 君	19番	西 塚 芳 弥 君
20番	佐々木 由 治 君		

欠席議員（1名）

11番 馬 場 又 彦 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	工	藤	祐	直	君	副	町	長	赤	石	武	城	君		
副	町	長	馬	場	宏	君	財	政	課	長	堀	内	富士夫	君		
農	林	課	長	岩	館	茂	好	君	建	設	課	長	西	野	耕太郎	君
教	育	長	角	濱	清	輝	君	学	務	課	長	庭	田	卓	夫	君

職務のため出席した者の職氏名

事	務	局	長	立	花	和	則	主	幹	板	垣	悦	子
総	括	主	査	岩	間	孝	幸						

開会及び開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は19人でございます。定足数に達しておりますので、これより第17回南部町議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

（午前10時01分）

議会運営委員会委員長の報告

○議長（小笠原義弘君） ここで議会運営委員長から本臨時会の運営について運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

（議会運営委員会委員長 東寿一君 登壇）

○議会運営委員会委員長（東寿一君） おはようございます。

本日招集されました第17回南部町議会臨時会の運営について、先ほど議会運営委員会を開催し、協議をいたしましたので、決定事項をご報告いたします。本臨時会に付議されました事件は、町長提出議案3件でございます。よって、本臨時会の会期は本日8月7日の1日といたしましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。議会運営委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

会議録署名議員の指名

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において13番川守田稔君、14番工藤久夫君を指名いたします。

.....

会期の決定

○議長（小笠原義弘君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日8月7日、1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

.....

諸般の報告

○議長（小笠原義弘君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

.....

提出議案提案理由説明

○議長（小笠原義弘君） 本臨時会の上程は、町長提出議案3件でございます。日程により議題といたします。

日程第4、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 本日招集の平成20年第17回南部町議会臨時会を開会するに当たり、議員各位には、お盆前の何かとご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜

ることに、厚く御礼を申し上げます。

本臨時会に提出いたしました案件は、学校給食センター建設工事の請負契約の締結、斗賀地区の町道用地等の売買契約の締結及び霜、ひょう被害への支援と町道用地等の購入費を計上した一般会計補正予算案の３件であります。議案の説明に入る前に、去る７月24日に発生した県南岩手北部地震についてであります。被害状況につきましては７月25日付けで議員各位に文書にてお知らせいたしましたところでありますが、７月30日現在をもって被害の最終報告として県に報告したところであります。前回の報告よりふえた被害は、チェリウスの冷蔵庫の破損、バーデパークの温泉原水塔からの送水管の一部破損、畦畔、農地、町道のひび割れ各一カ所のほか、東北新幹線八戸変電所の変圧器の故障などの被害が新たに報告されております。八戸変電所の故障は、新幹線の運行には支障がないとのことであり、町の被害についても軽微なものでありました。震度５強という強い地震ではありましたが、震源が深かったこともあり余震も少なく、幸いにして大きな被害とはなりません。しかしながら、昨今死傷者がでる大地震は頻発しております。この８月３日に町防災訓練を地震を想定して実施いたしましたところであり、今後とも訓練を積み重ね、水害等の災害を含めた有事の際には関係機関と連携し、その対応に万全を期する所存であります。なお、地震被害速報につきましては、議会終了後事務局からお渡ししますので、ご参考に供して下さるようお願い申し上げます。

それでは、提出案件につきましてご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第70号、工事請負契約の締結についてであります。大字上名久井長尾下地内に建設予定の学校給食センター建設工事について、入札が完了し、請負代金、契約の相手方が決定したことにより、建設工事の請負契約を締結するため議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第71号、土地の取得についてであります。町道上斗賀・田ノ沢線用地、町道斗賀山・加賀線用地及び町道管理用地の売買契約を締結するため議会の議決を求めるもので、地目としましては、保安林、公衆用道路、雑種地、原野など７件、面積は４万3,758.31平方メートル、取得金額は2,012万8,823円であります。

次に、議案第72号、平成20年度南部町一般会計補正予算案（第２号）についてであります。歳入歳出それぞれ6,260万1,000円を追加し、予算の総額を103億4,788万2,000円とするものであります。今回の主な補正は、５月、６月に発生した降霜、ひょう害による被災農家に薬剤散布費補助金として農林水産業費の果樹振興費に4,164万2,000円を追加するもので、県の支援作物のリンゴ、サクランボ、ブドウに加え、町単独支援としてウメ、プラム、桃、ナシも対象とし、また被害率30％以上から50％未満の果樹園にも助成する方針といたしました。

次に、土木費、道路橋梁費であります。議案第71号の土地の取得について、公有財産購入費として2,012万9,000円、測量設計業務に83万円をそれぞれ追加するものであります。これらに充当する財源といたしましては、地方交付税として普通交付税の留保額5,480万2,000円と薬剤散布費補助金としての県の補助金779万9,000円を充てるものであります。

以上が本臨時会にご提案いたしました議案の内容であります。議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職初め、副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議の上、何とぞ原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第5、議案第70号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 1ページでございます。議案第70号、工事請負契約の締結についてを説明いたします。

南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、南部町学校給食センター新築工事請負契約を締結するため、議決を求めるものであります。

2ページでございます。1、工事の表示でございます。（1）名称、南部町学校給食センター新築工事。（2）場所、南部町大字上名久井地内。2、請負代金、6億8,229万円。3、契約の相手方、南部町大字上名久井字外ノ沢10-2、株式会社松本工務店、代表取締役松本保築。

この工事の入札方法でございますけれども、一般競争入札のうち条件付一般競争入札により行うこととし、6月24日告示したところでございます。入札参加希望者は12社ございました。審査の

結果、12社すべて入札参加資格を満たしておりました。入札及び開札は8月6日、入札辞退した2社以外の10社により行っております。税抜きベースでの予定価格6億6,390万円に対し落札価格6億4,980万円、結果として落札率は97.88%でございました。この工期は平成21年2月28日までとしておるところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 議案が本配布となりましたが、それですので、まだはっきり業者、また入札額もはっきり示されておりませんので、入開札一覧表を読み上げて説明願います。

そして、条件付一般競争入札で入札されたということですが、その理由と指名理由は入札参加者からの申請による書類審査により決定となっておりますが、書類審査ではどのような点を審査なさったのでしょうか。まず一点ご質問いたします。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） それでは、入札した業者と入札額について朗読申し上げます。五戸町、株式会社沢田建設、入札金額が6億6,000万円です。新郷村、株式会社村下建設工業、入札金額6億5,800万円です。五戸町、株式会社大西工務店、6億5,800万円です。南部町、株式会社堀内工務店、6億5,785万9,000円です。南部町、株式会社松本工務店、落札者でございますが6億4,980万円です。五戸町、株式会社東北産業、6億5,670万円です。三戸町、株式会社赤塚工務店、6億5,726万1,000円です。五戸町、株式会社大山建工、6億6,100万円です。南部町、助川建設株式会社、6億6,000万円です。三戸町、大春工業株式会社、6億6,380万円です。

今の条件の中でのことについて説明申し上げます。入札参加形態でございますけれども、単体企業で入札に参加してくださいというのが一つの条件でございます。入札参加資格でございますけれども、主なもの6項目ご説明申し上げます。

まず、第一点目でございますが、建築及び土木一式工事事業について建設業法施行規則の総合評定値がそれぞれ建築675点、土木650点以上であるもの。

二つ目、三戸郡内に本店を有していること。

三つ目、平成10年度以降に公共工事における建築一式工事の元請負契約実績、契約金額が2,000万円以上が1件以上あること。

四つ目でございますが、4,500万円以上の工事の下請けさせる場合は、特定建設業の許可を有していること。

それから、主任技術者、または管理技術者を工事現場に専任で配置できること。

最後でございますが、税金の滞納がないこと。ということが、入札参加資格の条件でございます。これらを審査した結果、12社が参加資格を満たしておりましたということでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） いままで入札の問題については、指名競争入札ではなく条件を付けてでも一般競争入札でと訴えてきたところ、条件付一般競争入札が今回やられたという点は大変一部は改善されているということがいえると思いますが、さて今お聞きしました落札率は97.何%ということですが、今までは幾らかでも94とか95、それでも随分高いということですが、今回随分高止まりになっているんじゃないか、こういう条件はもう少し落札率が大分下がったりしてでも立派に建設ができていくという事例も聞いておりますが、この落札率はこれでよろしいのでしょうか。

そして、次の質問は土地の取得について、大分水害など心配される地域であるということも指摘して参りましたが、その建てるに当たっては大分強度とか建物の耐震性など結構経費が掛かるのではないかと思います。その点についてどのような工夫なり経費が掛けられているのか。それが今度の価格に跳ね上がっているのかその点をお聞きしたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 落札率が97.88%という結果でございます。予定価格内での競争でございまして、それを下回っての入札、応札という額でございますので、結果は結果として受け止めておるところでございます。

地域の条件につきましては、学務課の方から。私の方からは以上です。

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長（庭田卓夫君） 土地については従来から予定しておりましたけども、新しい建築基準法が制定されたものに基づいて設計等していると思いますので、耐震とかという面ではクリアしていると思います。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） 今の質問は名川中学校を建てる時も大変土地の条件は水害も受けやすいし、避難するにも大変困難なところであるし、そういう所は選定するべきじゃないと思っておりますが、今回もその近くだと思いますが、南部町大字上名久井地内ということで説明も受けておりますけども、そういう所に建てるということは水はけとかその土地の強度とかさまざまな問題で大きな金額が掛かるのじゃないかと町の人方も心配しておりますが、今の答弁ではちょっと心配な点がありますので、どういう工事をなさって土地の強度とか耐震を保たれるのかももう一度お聞きしたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 学務課長。

○学務課長（庭田卓夫君） 先ほど申し上げましたように、新しい建築基準法に基づいて設計されていると思いますので、例えば杭とかそういうものについては前の基準よりも多くなるとかというふうになっているとそのように思います。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 議案第70号、工事請負契約の締結について討論を行います。

南部町学校給食センターの受け持つ仕事内容については、子どもらのため大変喜ばしいこととは思いますが、一つこれは評価できると思えます。また、入札につきましても条件付一般競争入札がこういう形で入札方法に改善は見られました。

しかしながら、これまでの経過上、土地の選定やまた価格などについてのはっきりとした説明も単価などの説明もなく、約7億円余の建物が建てられるということには納得いかない所があります。ですから、心から納得できませんし、土地の取得などでも反対という態度を取って参りました。その理由によりまして、この工事請負契約の締結についても残念ながら賛成することはできません。

以上の理由によりまして反対討論といたします。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第70号は原案どおり可決されました。

議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第6、議案第71号、土地の取得についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 議案第71号、土地の取得について、南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、次のとおり土地売買契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

提案理由についてであります。町道上斗賀・田ノ沢線用地、それから町道斗賀山・加賀線用地および町道管理用地について売買契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。上斗賀・田ノ沢線は昭和53年4月から平成元年3月にかけて、国の団体営道路整備事業の補助を受けまして、当時旧名川町が事業主体となり事業名、斗賀地区樹園地農道整備事業によりまして、道路改良を行ってきました。この時個人所有の公衆用道路を国道調査事業により町に所有権移転登記をする予定で進めておりましたが、できずに今日に至っております。

今回所有者の了承ができたことと、同じく斗賀山・加賀線は大型車両が通行するには狭小であるため、同じ所有者から了承ができたため、今回売買契約の締結ができるための提案をするものであります。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

○建設課長（西野耕太郎君） すいません、次は4ページをお開きください。

1、取得の目的ですけれども、南部町道用地及び町道管理用地と。2、取得する土地及び契約の相手方ですけれども、所在地、南部町大字斗賀字加賀12 - 4のうち、地目、保安林、地積、3万7,202.37平方メートル。同じく斗賀字加賀12 - 5のうち、公衆用道路4,084.02平方メートル。同じく斗賀字加賀12 - 16のうち、雑種地7.92平方メートル。同じく斗賀字加賀12 - 24、原野、67.00平方メートル。同じく斗賀字加賀12 - 27、保安林、266.00平方メートル。同じく斗賀字加賀12 - 30、保安林、26.00平方メートル。同じく斗賀字加賀12 - 31、公衆用道路、2,105.00平方メートル。合計7件、4万3,758.31平方メートル。契約の相手方ですけれども、八戸市大字糠塚字下道7 - 1、濱田新助氏。3、取得金額、2,012万8,823円。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花寛子君。

○12番（立花寛子君） この問題は、所有権移転登記をしかるべき時期にできなかったために起きているのではないのでしょうか。斗賀地区樹園地農道整備事業が完成したのは、平成3年になっておりますが、その当時所有権移転登記する予定だったがしなかった理由は何だったのでしょうか。その時点で個人から協力が得られない土地、道路整備に協力しなかったのに町が勝手に整備したため、その責任を取ってほしいと言っているのでしょうか。問題の土地は、斗賀地区樹園地農道にかかって線引きされていますが、昭和53年当時の資料はないと関係課では話しておりますが、どの資料を見て地図を作成されたのでしょうか。ある方は、道路をつくるため土地を提供して町に協力したのに、今さら土地の売買のため予算が使われるのは納得できないと、理解しがたいと言っています。どのように説明なさいますか。

また、平成9年7月16日仮差押え登記抹消登記となっておりますが、その当時何があって所有権移転登記をしなかったのでしょうか。登記しなくても支障がないと考える理由があって、所有権移転登記をしなかったのでしょうか。次に出てくる方が今説明されました不動産を営む濱田新助氏であります。その当時町と濱田氏との間で話し合いは持たれなかったのでしょうか。その時点で土地の問題を解決しておれば、このような問題は起きなかったのでしょうか。

次に、現在町と濱田氏との間でどういう話し合いを何度重ねられたのでしょうか。話し合いの内容を説明願いたいと思います。

次に、平成9年7月17日に所有権移転され、所有者は濱田新助氏となったわけですが、現在まで11年間の中で町との交渉はあったのでしょうか。昨年3月24日通行止めをなさいました。その理由に、「道路についても一部所有権がある、山林にごみを捨てている。こういうふうにしてやられるのは困る」と話されたと言明がありましたが、どういう業者がどういうごみをどこに捨てているのでしょうか。調べられたのでしょうか。コンクリート片を無許可で捨てさせているというような話も起きておりますが、ご存じなのでしょうか。まず、この点について質問いたします。

○議長（小笠原義弘君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 大変質問が多くてちょっとあれですけども、まず平成3年に完成ではなくて平成元年3月に樹園地農道は完成しておりますので、ここをお理解願いたいと思います。それから、関係書類は町にないのかということですけども、当時の樹園地農道整備事業の関係書類は一応、一通りのものはまだ残っておりますので、それに基づいてうちの方で精査して今までの調査をしております。

それから、濱田氏と何回話し合いをしたかということですが、何をしてきたのかということですが、要するに平成19年に通行止めを行った段階でそれが今の現建設課で我々もここでわかったわけございまして、それまでの間は建設課としてあの道路が所有者が誰なのかどうなのかというものまでは、一切我々はわかりませんでした。そういうことで始めて通行止めをした段階で濱田氏所有というのがわかりまして、それからなぜ通行止めをしたのかということになってですね、そこからのスタートになります。今まで約月2回ほどのペースで濱田氏と、これについてはすべてその所有権移転をどういうふうにするのかということについて話し合いをしてきております。

山林にごみを捨てたということですが、立花議員は行っているのかどうか、現場を見ているのかどうかかわからないんですけども、行ってみますと濱田氏の名前で立札も立っております。「この付近にごみを捨てるべからず、この山林にですね、ごみを捨てるべからず」と。ということで、我々も調査しましたけれども、前にも言うておりますとおり家庭ごみが投げられておりまして、これで困るということもございまして、ということでございました。それをともかくやめてほしいというのもありましたし、濱田氏自身もこの所有権を私のであるんだけど、なんとかしてそれを解決していく方法を町当局としてどう考えていかなければならないですかということを我々の方にも逆に言われてもきております。

それから、平成9年にといいますか、差し押さえがですね、平成元年の8月17日に金融消費貸借債権保全ということで所有権が変わっています。9月6日にアポロリースさんという方が仮差し押さえ登記をしております。平成9年7月に濱田氏の方に所有権が移転するんですけども、ここで登記が変わっているわけですが、前にも説明していますけども平成9年6月に債権者のアポロリースからですね、町の方へ仮差し押さえの抹消をしてその所有権が第三者に移りますよという照会が町にきているということなんです。これは我々の方に書類があるわけではございまして、濱田氏と話をした中でそういう話がありました。それについては、本人が日記に書いてあったのを全部持ってまして、そういうことで町に照会があったけれども町ではそれについて応じなかったということもありまして、そこからずっと今日に至ってきているというような状況で、今回それを濱田氏の方と話し合いをして売買で応じるということになりましたので、なんとか契約をしたいということでございます。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） 今の一連の話で、町がしかるべき時にしかるべき手続きをしないがために今大変な問題を引き起こされている。一体、この斗賀地区樹園地農道を受け持って、当時のどういう判断がなされて、移転がきちんと町のものとならなかったのか。何があってこういうふうの後始末を現在しなければならないのか。やはり多くの皆さんもこの問題に対してははっきりと納得できない問題があると言っていますし、今の答弁に対しても「きちんと登記する機会があったがしなかった」ともう一度説明されていますが、登記する機会があったのになぜその当時しなかったのか。ではこの問題はどちらでどの方が処理されていたのか、この点がはっきり示されない限りはとても納得できる内容ではない。どなたが聞いてもそのようにおっしゃるのではないのでしょうか。関係課が書類上手続きしなかった、これは何があったのか、どなたもこういう疑問を持たれるのではないのでしょうか。その点について、今の答弁もまったく回答がないと言わざるを得ないと思います。一番近い時期は平成9年6月ということを今話されたんですが、その時の関係課と何があったのかきちんと説明を求めたいと思います。

流れはこういうふうになっておりますが、では、今日配付されました先ほど説明がありました4ページ、取得する土地及び契約の相手方の各地目と地籍が読み上げられたわけでありましたが、その評価額を各項目お知らせしていただきたいと思います。売買価格とその評価額は違うとかそういう話もあるわけですが、この2,000万円余の取得金額の根拠を出す何らの資料もありませんので、評価額を説明していただきたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） まず昭和53年ということなんですけども、こういう事例はですね、こういうことはあれですけども、全国的に市町村それから県を見てもですね、所有権を登記しないできている事例というのはたまた多いということは、道路の中で今問題になっている事案でもあります。といいますのは、昭和53年、要するに高度成長期にありましたということも一つの例なんだそうですけれども、調べてみましたらですね、そういうことで、要するに国がそのお金を地方によこしたとそういう時に事業としてどんどん進めていったという中で、要するにそれに伴いまして担当する側で事後で処理しようとしたのがこういうふうな結果になっているというのも確かであるというふうに事例で出ております。そういうことでどうすればいいのかということになりますと、前にも申し上げましたけれども、やはり、その事例を今現在のその場でやはり解決を

していく手立てをしていくということが、今の中身になっております。

中身的に樹園地農道の個人所有のということですが、この方は昭和38年当時に旧名川町に寄付採納を行ったのではないのかなということです。というのは、寄付採納を行ったその書類がございませんので、寄付採納を行って昭和53年にその方から同意書をもって事業を進めてきたということです。ですが、寄付採納の書類が残っておりませんのでそのまま濱田氏の方に所有権も移転しているということでございます。本来寄付採納をしておりますので、その時点でも昭和38年当時に本来であればもう名川町に登録をするべきものであったのでしょうかけれども、そういう事例が南部町だけではなくて他町、要するに全国的にそういう事例はありますので、その辺をご理解願いまして、なんとか今回この契約を締結するということでございます。

以上です。

○12番（立花寛子君） 評価額。

○建設課長（西野耕太郎君） 評価額については、今回資料を持ってきてございませんので、後で立花議員の方にお知らせしたいと思います。これは平米460円で買うと。山林につきまして、この事例については前にも申し上げましたけれども、昨年度の中でも430円で実際建設課で買っている事例がございますので、特にそんなに高いということではないと判断しております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ございませんか。立花君。

○12番（立花寛子君） 今日の議会で取得金額のやりとりが行われるのに、その一つの目安になる評価額も手元に置かれていないということは、どうやってその2,000万円余の金額が妥当かどうか調べられるのでしょうか。これはとても理解できない金額の出し方だと思います。私はこの売買価格を決定するもとになる評価額について調べましたところ、単位が違うんですが一町歩20万円から30万円ではないか、この4万平方メートル余を取得するとしても100万円もいかないのじゃないかという金額も聞いておりますし、そして先ほど説明されました1平方メートル460円という根拠も理解できるものではありませんし、なぜ昭和53年当時の価格でという要求がのまれるのでしょうか。この濱田氏はいくらかは譲って平成9年7月に所有者として登記されているのであれば、その平成9年から遡ってお支払いするというのも一つの選択肢にはなると思います。

そして、今私は質問３回目ですので、この保安林とか公衆用道路、雑種地というところ、現在濱田氏に税金はかけられているのでしょうか。かけられているか、かけられていないかによっても価格の目安、考え方の一つの参考になると思いますのでお聞きします。

何回私はこの土地の取得について、町の人からとか関係課の方からお聞きしても、平成９年から現在まで約11年間まったく音沙汰のない問題だったのに、どういうわけか合併当初から今年にかけて産廃施設の建設問題が起きているその最中に、道路の封鎖とかそういう問題が起こっています。町長のある議会の答弁で「道路の封鎖と産廃施設の建設はまったく別物です」と説明されていますが、関係地域の皆さんも、また、この私の話を聞いていただいた方もまったく産廃から離れてこの問題を考えられない、産廃施設建設問題が起きたからこそこういう土地の問題が起きてきたのじゃないかという話をお話しされています。私は一般質問の町長の答弁などを参考にしてどのように考えたらいいか大変苦慮しているわけですが、町の皆さんはやはりこの問題はアセス青森や不動産業者、またビニールハウスなどの方々が関係しているのではないかという話も出されております。また、先ほど自分の土地にごみが捨てられている、家庭ごみというお話をされましたが、場所は違うかもしれませんが、濱田氏の土地に勝手にコンクリート片なども不法投棄されているという話をされている方もおりますし、そこはまだ濱田氏のものであるというふうに町の方も理解されております。こういう問題もひっくるめて土地の所有権の問題、また、産廃の不法投棄の問題などもあわせて、町の方に責任を取れというような話し合いがなされておったのかどうか、この点をやはり住民の皆さんの誤解を解くためにも、きっちりとこの疑問にこの場でお話ししていただきたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 評価額につきましては、要するに今日持ってきてございませんけれども、幾らかという話があります。確かに評価額としてはそんなに大きい金額ではないことも確かでございます、ですけれども、今言った売買事例ということですので、これにつきましては私たち建設課で買う場合はですね、まず一番が評価額を見るわけですので、あと今回の場合その立木補償等はありません、山林につきましては。それを含めての金額になるということもご理解願いたいと。それから、税金はどうなのかということですが、確かに保安林、公衆用道路等は税金は免除になっております。それはそのとおりでございます。ですけれども、評価とするのは保安林であっても評価がないわけではございませんし、当然山林です。それから、造林

しているわけですので、そういうのも総合的に判断してこの値段が妥当な値段ではないのかなと。やはりそうしないと、他土地との売買事例を参考にしながらやっているわけですが、今後、そういう事件がおきたときにも同じようなことが出る場合、そういうことを判断しながら我々はやっているつもりでございます。

ごみの問題ですけれども、要するに奥羽生コンさんに行く所のことだと思いますけれども、コンクリート塊を積んであるということですから、正直申し上げまして協議の中でそのコンクリート塊が濱田氏の土地の所有の中に道路敷を越えて入っておりました。そういうことで、それについてもお宅さんの方でどうするんですかと、これはやはりまずいんじゃないということもございまして、奥羽生コンさんとも協議をしてはきておりますけれども、なかなか量が大変大きいものですので、それを一挙に撤去するというのも大変なこともございます。そういうことも含めて、やはり、なぜ、そこにそういうコンクリート塊を積んだかと言いますと、要は土砂が流失するのを防ぐためにやった行為でございます。ですんで、今回その土地も含めて売買をしていただいて、道路の安定を図るというためのものでございます。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

○議長（小笠原義弘君） 討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 議案第71号について討論を行います。

評価額は売買価格とは違うとは言っておられますが、現在では評価額と売買価格は近づいていると言っております。余りにも高額な売買価格ではないでしょうか。また、産廃施設建設の話が起こらない間はなにもなく来てたのに、産廃施設を建設するかしないかと町民の間に話が出てくるようになってから、土地の問題が話されるようになったと感じて仕方がありません。樹園地農道の土地の件は終わったことと理解している町民が多い中で、今さら土地の売買が行われることは納得できません。売買価格の件についても、町民の納得を得られるものではないと考えております。

以上の理由により議案第71号には反対するものであります。以上反対討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。西塚芳弥君。

（19番 西塚芳弥君 登壇）

○19番（西塚芳弥君） 私は、議案第71号に賛成するものであります。議員各位の満場の賛成をお願い申し上げ、賛成討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第71号は原案どおり可決されました。

議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第7、議案第72号、平成20年度南部町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 5ページでございます。議案第72号、平成20年度南部町一般会計補正予算（第2号）について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますけども、既定の予算の総額に6,260万1,000円を追加し、予算の総額を103億4,788万2,000円とするものでございます。

歳出でございます、9ページでございます。6款1項5目果樹振興費の19節負担金補助及び交付金4,164万2,000円でございます。これは果樹緊急対策事業費補助金でございます、リンゴ等への霜害、ひょう害を受けた農家に対し農薬散布経費を助成するものの補助金でございます。

次は、8款2項1目道路橋梁維持費の13節委託料83万円、これは測量設計業務の委託料でございます。17節公有財産購入費2,012万9,000円でございます。公有財産購入費の経費でございます。

次に、今回の補正の財源でございます。前のページ、８ページでございます、歳入でございます。９款１項１目１節地方交付税５,４８０万２,０００円、普通交付税を計上してございます。１４款２項４目農林水産業費県補助金、１節農業費補助金７７９万９,０００円。説明のとおり果樹緊急防除対策事業補助金。以上をもって財源といたしてございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。夏堀文孝君。

○２番（夏堀文孝君） 霜、ひょう被害について南部町独自の支援ということで反対するなにもございせん。また、農家の方々大変希望も見えてきたと思います。これは大変評価するところではございますが、７月２３日のデーリー東北の新聞に載ったんですけれども、協議会で検討した内容が議会の議決、承認を受ける前にマスコミに発表されるのはちょっと議会軽視というか、軽んじているのかなという、そういう感が否めないなあとっております。やはり、こういうマスコミ発表は、議会の承認を受けて順番を踏んでするべきではないかなと思いますが、町長どう思いますか。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 議員の今おっしゃったとおりだと思っております。今日はマスコミの方々も２社来ておりますけども、私も議会で予算が承認をいただいて始めてこれは支援をできるものですよということを記者の方にもお話をしていたわけですが、支援するという部分でおそらく県内でも南部町の支援の部分というのは一番の支援金額から、また県が指定する品目以外もということで、そういう中で、広くおそらく県民の方々にも南部町の支援策というのを紹介してくれた部分であったところ思っておりますが、今後、重々私どももあくまでも議会の可決、承認を得て始めて支援というのができるわけでございますので。そういう中においては、全員協議会で説明をさせていただいて、その後しっかりとした調査に入ったわけですが、そういう部分においては新聞が先行した部分があったという部分には深くお詫び申し上げて、今後しっかりとそういう部分については、当然議会というもののなかで進めていかなければならないところ思っておりますので、よろしくどうぞご理解をいただきたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ございませんか。川井健雄君。

○7番（川井健雄君） 前の協議会においては、約1,000万円程度の金額になるんじゃないかという説明を受けたんですが、今出ています金額になったのはどういうわけなのか。もうウメ、サクランボは収穫は終わっているわけですが、どのような査定の仕方をしたのでしょうか、お伺いします。

○議長（小笠原義弘君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） お答えをいたします。

まず、協議会の席上でご説明しました1,000万という金額でございますけども、これは町単独部分の持ち出しということで約1,000万ほど。県を足しますと約1,400万ほどの支出となる予定でありました、当時ですね。申告の方法なんですけども、団体、農業団体、防除組合、そちらの方から申告の受付をしてございます。これは、7月の末に3日間行ったわけでございます。各それぞれ防除組合さん、そして、また町独自で今回支援の対象とします3人以上の農家、これは個人散布の場合を対象としたものでございますけども、それも入れまして農業団体という形で申告を取ってございます。その申告を取った結果がですね、今回の助成の金額となったわけでございます。県の方では770万ほど歳入に計上してございますけども、これもあくまでも概算でございます。県の方では1億200万ほどの補正を計上しておりますけども、調査中の段階でありまして、まだまだ被害面積がふえるという情報をいただいております。そうした場合には、当然4分の1という数字が薄まるというそういう情報も入ってございますけども、まだ確定はしてございません。

現在の被害の受付状況でございますけども、当初面積が霜が97ヘクタール、ひょうの方が102ヘクタールでございました。申告を受付した最終的な結果でございますけど、406.9ヘクタールほどございました。50%以上の被害につきましては291.9ヘクタール、それから30%から50%未満、これは82.2ヘクタール、それから30%未満の被害が32.8ヘクタールという結果でございます。50%以上が約7割を占めてございます。それから、30%から50%が約20%、30%以下が約10%、ということで計算した結果、50%以上の金額につきましては県、町合わせて約2,800万ほど。30%から50%が約480万ほど。今回桃、ナシを新たに加えましたので、これは被害があるということで

少し多めに予算を計上してございます。桃、ナシの場合回数がちょっと多くなりますので約800万ほどをプラスいたしまして、今回の補正が4,164万2,000円というふうに概算で要求させていただきました。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 補足的に私からも答弁させていただきたいと思います。

当初霜、ひょうの通りがありまして、その通りの農地を調査をして面積を出してきたということでしたが、その後さらに調べたところ、ひょうについては同じような通過だったんですが、霜が南部町全体においてその通りだけではない被害があったということが、今回当初より申請が多くなったと私も理解をしております。そして、議員の皆様にもご理解をいただきたいのは、今年は特別、霜とひょうと連続できた。また、農家に限らないわけですが燃料費の価格高騰とトリプルパンチを受けている状況でして、なんとかこの農業を基幹産業として進めていく南部町としてはここはしっかりと支援して、今年だけではなく来年に収穫するためにも防除というのは必要なわけでございますから、今回元気を取り戻してもらうためにも支援をした考えでございます。

ただし、毎年、今後、今回と同じような助成ができるかという、これは正直厳しいと思っております。ですから、来年、再来年被害の状況によって判断をしていくわけですが、今年の支援の仕方が基準になっていくということではないということをつけ加えさせていただきたいと思っておりますので、その都度しっかりとした調査によって対応して参りたいと、こう思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 先ほどの町長の答弁をお聞きしまして、それを前提にお伺いしたいことがございます。

前回全員協議会の時に説明を受けたときには、被害の作物の全体の面積から何番目とそういうふうな県の補償の対象の評価の仕方について、右倣ったような状況があるように思ったんですが、県が行うことに対して私らがどうのこうのということではなくてですね、例えば、町でも行うという場合であれば、まさに町独自の支援という視点に立つとですね、これはやはり県のようなも

んきり型と言ったら失礼なんですか、あえてもんきり型と言わせてもらいますが、そういうことではなくて実態に即した、桃とナシが対象に加わったということは大変よろしいことだと思っておりますが、問題なのは被害を受けたそれぞれの農家が、その被害を受けた作物に対してどれほどの収入の道を頼っているのかというその実態だと考えるわけです。今回そのようにということで申しているわけではありません。ですが、事務処理量が大変膨大になるということもあるんですが、やはり農家の経営の実態、どういう作物からどんだけの収入を得てという。例えば、認定農業者であればそういったある程度、そういう金額的なことは把握なさっているわけですね。そういった把握を前提にですね、例えば、葉物で生計を立てている方々がこういう被害にあったのはどうだったのかとかですね、そういったことになると、どういう作物がどれだけの収入の割を占めているかということに基づいて補助を考える、助成を考えるというのは一つの町独自のものの見方だと私は考えます。そういった本来農家を支援するというのであれば、そういう事務手続きを踏むのが本当のかゆい所に手が届くような支援の仕方ではないのかなと考えるんです。今年はとりあえずこのような形態で町長が先ほど答弁なさいましたけども、私も今年だけじゃないだろうと考えているんですよ。こういったことはもっと頻繁に起こってくるだろうと。毎年のように、1年に何回もとか。そういった状況を前提に今回の助成を考えていかないと、ただただ垂れ流ししなくちゃならないような状況が出来てくることも危惧します。もしかするとそういうふうになるのかもしれない。ですから、助成した部分は助成した部分でそれがちゃんと農家の血となり肉となるようなそういう助成の仕方を考えるのが別なものの見方、こういったものの見方もあるんじゃないのかなということで質問いたします。

○議長（小笠原義弘君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） お答えいたします。

実態に沿った対応の仕方ということでございますけども、議員協議会の席上で皆様にご報告いたしました数字でございますが、あれは属地といいますか、南部町内で被害を受けた農地の面積を集計した結果の試算で皆様にお知らせをいたしました。そして、今回申告を取りました際には、属人、先ほど言いましたその収入によって生計を支えていると。そういった方々には町外にも農地を持っている方もいるということで、属人も対象として申告を取る、属人といいますか、町外に農地を持っている方、属人ですね、そちらの方も全部集計といいますか調査をしてございますし、今回の申告でも受付してございます。そちらの方が約30ヘクタールほどございまして、それ

も面積がふえた要因の一つになってございます。

さまざまな問題があると思いますけども、その人の形態とかその収入を占めている主要作物ですね、そういったこともありますし、今回は果樹が多いと、葉物については植え替えをした人もいるということですので、ちょっと実態をつかめないということですので、今回果樹を助成対象にしたということでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 川守田君。

○13番（川守田稔君） わかりました。ただ、先ほどおっしゃいました南部町内に農地を借りてとか取得して、実際は三戸であれ五戸であれ周辺市町村に住まいなさっている方もおると。はたしてそういった人たちを補助の対象にすべきものなのかなというところもあります。やはり、ここに住んでここに税金を納めて、多分そういった人たちを優先するべきだと思うんですね。多分、いいです。なんかまずいですか……、そういうことも含めて、以前、私一般質問で伺ったこともあるんですが、農家の経営実態の把握ということがこういった時には必要になってくるんじゃないのかなと、自画自賛ではないんですけども、そういうふうなことは必要だなと私は今回の災害で印象を持っています。特別答弁は必要ないと思うんですが……。

○議長（小笠原義弘君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） 大変説明不足で申しわけございませんでした。属地というのですね、南部町内に農地がある場合を調査したのは始めの調査でございます。属人といのは南部町内に住所を有している人が、町外に農地を持っている方で被害を受けられた方も対象にしたということでございますので。町外の人ではございません、町内に住所があって町外に土地を持っている人が被害にあった場合も対象にしたと。極端に言いますと、町内に土地がなくて町外にだけ土地を持っている方もいるわけです。そういった方も今回被害の助成の対象にしたということでございます。当初の議員協議会の中では、属地、町内の被害地だけを調査をして、試算をして報告した数字でございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 補助対象品目等でございますが、県の方にも私は逆にリンゴ、ブドウ、サクランボ以外、実際県の方々もまったく皆無のウメの園地、ひょうで傷だらけになったプラムの園地、これを見ているんです。ですから、「そっちも対象にしてください」と、こういうお願いをしたんですが、県全体からすると面積が一部の被害だということで3品目しか県としては指定できないということでした。実際私も園地を見て、まったく皆無の所も見ていますので、そういうことから町単独で今回は支援が必要だなと思う判断したわけでございます。

それと、先ほども申し上げましたが、今年の支援の仕方がこれが基準ということになれば、これは大変なことになるわけでして。一つの基準は県として品目は別にしても、県としての補助対象、県の支援をすると、そういう姿勢になった被害の面積範囲については町も考えていくと。ただ、今回のような回数にしても、また、補助率にしても、今後同じ条件でという部分は基準としては予算も大変なことになるなと思うので、恐らく来年なりまたあった時に、去年の支援はこういう支援だったのではないかとこういうご質問が出てくるとは思いますが、そこは今の段階でもこれが毎年この支援の仕方ではないと、しっかりと状況を見ながらということで、また、その都度ご相談をさせていただきながら取り組んでいくということをご理解を賜りたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」、「議長」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で本臨時会に付議されました事件は、全部終了いたしました。

ここで閉会に当たり、町長から発言の申し出がございます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 平成20年第17回南部町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、時節柄何かとご多忙のところご出席をいただき、まことにありがとうございます。ご提案いたしました議案につきまして、慎重にご審議をいただき原案のとおりご議決を賜り、心から御礼を申し上げます。

学校給食センターにつきましては、調理作業の様子が見て学べる施設となる予定であり、児童生徒の食育の推進、一般の見学者の理解も深めさせていただけるものと考えており、来年4月からの給食開始を目指し、工事を進めて参りたいと思います。

また、今回の土地の取得につきましては、当時の樹園地農道整備計画に基づき事業の執行時期の日程ごとに確実に処理を行うのはもちろんであります。今後は上司への報告、決済等のあり方を精査し、確実な事務の執行に努めて参りたいと考えております。

降霜、ひょう被害につきましては、県補助金の町持ち出し分と町単独支援分、合わせて3,384万8,000円を一般財源として計上いたしました。農家の皆さんには来年の平年作確保に向け、県及び町の助成制度を活用し、この大変な状況を乗り切っていただきたいと思います。

厳しい財政状況の中ではありますが、今後とも経常経費の削減、見直しを図り、効率的な財政運営に努めて参りたいと考えておりますので、議員各位の更なるご支援、ご指導を賜りますようお願いを申し上げます。本臨時会閉会のお礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（小笠原義弘君） これで第17回南部町議会臨時会を閉会いたします。

ご協力まことにありがとうございました。

（午前11時21分）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 小笠原 義弘

署名議員 川守田 稔

署名議員 工藤 久夫